

発委第1号

長久手市議会委員会に関する条例の一部を改正する条例について

長久手市議会委員会に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成31年3月22日提出

提出者

長久手市議会議会運営委員会委員長 岡崎つよし

説明

この案を提出するのは、部の追加並びに常任委員会の名称、委員の定数及び常任委員の任期の変更等に関し、長久手市議会委員会に関する条例の一部を改正する必要があるからである。

長久手市条例第 号

長久手市議会委員会に関する条例の一部を改正する条例
 (長久手市議会委員会に関する条例の一部改正)

第1条 長久手市議会委員会に関する条例(昭和23年長久手村条例第8号)
 の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員の定数及びその所管)	(常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員の定数及びその所管)
第3条 (略)	第3条 (略)
2 常任委員会の名称、常任委員の定数及び所管は、次表のとおりとする。	2 常任委員会の名称、常任委員の定数及び所管は、次表のとおりとする。
【別記1 参照】	【別記1 参照】

【別記1】

改正後

名称	委員定数	所管
総務委員会の項 (略)		
教育福祉委員会	6人	福祉部、子ども部、教育委員会の所管に関する事項
くらし建設委員会の項及び予算決算委員会の項 (略)		

改正前

名称	委員定数	所管
総務委員会の項 (略)		
教育福祉委員会	6人	福祉部_____、教育委員会の所管に関する事項

	する事項
くらし建設委員会の項及び予算決算委員会の項 (略)	

第2条 長久手市議会委員会に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員の定数及びその所管)</p> <p>第3条 議員は、<u>予算決算委員会の委員のほか、</u>少なくとも1つの常任委員会の委員(以下「常任委員」という。)となるものとする。<u>ただし、議長は職務上の中立性確保のため、常任委員とならないものとする。</u></p> <p>2 常任委員会の名称、常任委員の定数及び所管は、次表のとおりとする。</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>(常任委員の任期)</p> <p>第3条の2 常任委員の任期は<u>2年</u>とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員の定数及びその所管)</p> <p>第3条 議員は、 _____ _____ 少なくとも1つの常任委員会の委員(以下「常任委員」という。)となるものとする。 _____ _____</p> <p>2 常任委員会の名称、常任委員の定数及び所管は、次表のとおりとする。</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>(常任委員の任期)</p> <p>第3条の2 常任委員の任期は<u>1年</u>とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。</p> <p>2 (略)</p>

【別記1】

改正後

名称	委員定数	所管
総務くらし建設委員会	9人	1 市長公室、総務部、会計課、監査委員、選挙管理委員会、公平委員会、固定資産評

		価審査委員会、 <u>くらし文化部、建設部、農業委員会</u> の所管に関する事項 2 他の常任委員会の所管に属さない事項
教育福祉委員会	8人	福祉部、子ども部、教育委員会の所管に関する事項
予算決算委員会の項 (略)		

改正前

名称	委員定数	所管
総務委員会	6人	1 市長公室、総務部、会計課、監査委員、選挙管理委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会 _____ _____の所管に関する事項 2 他の常任委員会の所管に属さない事項
教育福祉委員会	6人	福祉部、子ども部、教育委員会の所管に関する事項
くらし建設委員会	6人	<u>くらし文化部、建設部、農業委員会</u> の所管に関する事項
予算決算委員会の項 (略)		

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

ただし、第2条の規定は、平成31年5月1日から施行する。